

## 長野県宿泊税活用事業に係るロゴマーク等の表示要領

(令和8年3月27日)

(趣旨)

第1条 長野県宿泊税（以下「県宿泊税」という。）を活用した事業（県宿泊税市町村交付金を活用した事業を含む。以下「県宿泊税活用事業」という。）である旨の記載及びロゴマーク（以下「ロゴマーク等」という。）の表示に関し、必要な事項を定める。

(表示方法)

第2条 県宿泊税を活用した事業には、次の各号に掲げる方法により記載又は別表のロゴマークの表示を行うものとする。

### (1) 施設への表示方法

施設・設備には、原則としてロゴマーク等を表示すること。なお、表示は、次に掲げる条件を満たすものとする。

ア 大きさは、視認でき、表示効果が認められる大きさとする。

イ 材質は、耐久性のあるものとする。

ウ 記載文により表示する場合は、「この〇〇は、長野県宿泊税により整備されたものです」等、県宿泊税を活用して整備した施設であることを明確に表現すること。

エ 設置場所は、施設の入口等、表示効果が十分認められるところとし、取りはずし等が容易にできない方法で設置すること。

### (2) イベント等における表示方法

イベントの看板等に見やすい位置に表示すること。

なお、記載文により表示する場合は、「長野県宿泊税活用事業」、「この〇〇(イベントなど)は、長野県宿泊税を活用して実施(開催)されています」等、明確に表現すること。

### (3) パンフレットその他の印刷物への表示方法

パンフレットその他の印刷物については、ロゴマーク等を見やすい位置(原則として表紙)に表示すること。

なお、記載文により表示する場合は、「長野県宿泊税活用事業」、「この〇〇(大会など)は、長野県宿泊税を活用して実施(開催)されています」等、明確に表現すること。

### (4) Web サイトへの表示方法

Web サイトに、活用事業の案内や報告を掲載する場合は、ロゴマーク等を見やすい位置(原則としてトップページ)に表示すること。

なお、記載文により表示する場合は、「長野県宿泊税活用事業」、「この〇〇(イベントなど)は、長野県宿泊税を活用し実施(開催)されています」等、明確に表現すること。

### (5) 取得財産等への表示方法

県宿泊税活用事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、ロゴマーク等を表示すること。

(6) その他の表示方法

前各号以外の方法による場合は、事前に、電子メール等で表示方法が分かる資料を長野県（観光スポーツ部山岳高原観光課）に提出し、承認を得ること。

長野県は、表示方法を確認の上、電子メール等により回答する。

（表示に係る手続）

第3条 表示する際に必要なロゴマークは、県のホームページからダウンロードして使用することとする。

2 県宿泊税活用事業を実施した者（県宿泊税活用事業に係る補助事業者及び市町村等）は、県の求めに応じて表示状況の確認ができるよう、写真等の証拠書類（電子データも可）を保存しておくこと。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別 表

①丸枠（カラー）	②四角枠（カラー）
	
③丸枠（モノクロ）	④四角枠（モノクロ）
	